東彼杵町教育委員会 教育長 粒﨑 秀人

## 夏季休業期間の短縮等について(お知らせ)

初夏の候、保護者の皆様には新型コロナウィルス感染症から子どもたちの健康と安全を守るため、日々大変な ご苦労をいいておりますことに、心から感謝申し上げます。

本町では5月7日から段階的に教育活動を再開し、5月15日より感染防止対策を可能な限り徹底しながら、 通常の教育活動を実施しているところです。

さて、臨時休業による小中学校の学習の遅れへの対応として、夏季休業期間につきまして、次のように対応してまいります。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

## 1 本年度の夏季休業期間

(1) 8月1日(土)から8月23日(日)の23日間とします。

※学校閉庁日:8月10日(月)から8月16日(日)

※登校日 : 8月9日(日)「県民祈りの日」に平和学習を実施

- (2) 1学期終業式は7月31日(金) 2学期始業式は8月24日(月)とします。 ※期間の変更に伴い、東彼杵町立学校管理規則を今年に限り改正します。
- 2 授業をできなかった日数

臨時休業期間 4月20日(月)から5月14日(木)

※ただし、5月11日(月)から5月14日(木)までは分散登校を実施し、児童生徒はこの間2日間は授業を受けているので、授業をできなかった日数は 計13日。

3 授業時数の確保

夏季休業の短縮により確保できる授業日数

7月21日 (火) から7月31日 (金) 7日 (1学期終業式含む)

8月24日(月)から8月31日(月) 6日(2学期始業式含む) 計13日

※ただしこの日課は、各学校の計画で異なりますので、詳細は各学校からの通知をご覧ください。

4 給食について

給食実施の期間 7月21日から7月30日 8月25日から8月31日 給食無し 7月31日(1学期終業式) 8月24日(2学期始業式)

## 5 夏季授業日における留意事項

- (1) 新しい学校生活様式を徹底するとともに、3密(密閉・密集・密接)を回避する教育環境に努めます。
- (2) 適度な換気をしながらのエアコン使用やこまめな水分補給により熱中症を防止するなど、児童生徒の健康状態に十分気をつけます。
- (3) 授業時数の確保のみにとらわれず、児童生徒の習熟の状況を踏まえた授業の実施や補充学習、個別指導を含めた学び直しも考慮しながら、学力の定着を図ります。
- (4) 児童生徒や保護者の抱える、新型コロナウィルス感染症に起因する様々な悩みや不安、ストレス等への相談体制を充実させます。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも柔軟に対応します。